

平成 27 年度
岩国市一般廃棄物処理実施計画

平成 27 年 4 月
岩 国 市

平成 27 年度岩国市一般廃棄物処理実施計画

第 1 章 基本的事項

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年条例第 140 号）に基づき策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画循環型社会へチャレンジ～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～」に掲げるごみ発生・排出削減目標等の達成に向けて、市民・事業者・行政が協働・共創して、地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与するという信念の下、様々な施策に取り組むため、平成 27 年度岩国市一般廃棄物処理実施計画を、次のとおり定めます。

2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 発生量及びリサイクル率

(1) 固形状一般廃棄物

区 分	平成 26 年度 見込	平成 27 年度 計画
発 生 量	47,197,891kg	45,845,000kg
リ サ イ ク ル 率	26.8%	27.6%

(2) 液状一般廃棄物

（単位：k1）

区 分	平成 26 年度 見込	平成 27 年度 計画
し 尿	8,384	6,997
浄 化 槽 汚 泥	42,521	40,107

第 2 章 ごみ処理計画

本計画では、岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる 3 つの基本理念① 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進②市民、事業者、行政の協働・共創による取り組みの推進③地球環境保全の推進の下、①ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進②ごみの適正処理の推進③環境美化の推進を基本方針とし、目標とする姿『豊かな自然環境と都市が共生するまち～持続可能な循環型社会の形成～』の実現を目指します。

1 目標達成に向けての具体的な施策

(1) ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進

① ごみの発生・排出削減

項 目		施 策
1 市民・事業者 意識の向上（人 づくり）	環境教育の充実（出前 講座）	子供のうちから意識を根付かせるため、環境教育として、市職員が学校等に出向きごみ減量等の啓発を行う「出前環境講座」を実施する。 広報などで積極的にPRをすることで講座の申込数と参加者を増やし、環境教育の充実を図る。また、講座参加者を対象にアンケート調査などを行うことで、講座の効果の把握や内容の充実を図る。 ごみ減量に重きをおいた内容を取り入れ、ごみ排出量の削減につながる工夫をする。
	ごみ処理体験学習（施設 見学等）	家庭系ごみの処理や有効利用状況等に関する学習の場として、ごみ処理施設の見学やごみ処理の体験による環境学習を充実させ、ごみの減量・分別排出の意義などについての認知度向上を図る。 また、見学者数を増やすため、広報いわくにや市ホームページでPRする。
	広報ビデオ・DVDの 貸し出し	広報ビデオ・DVDを貸し出し、公民館活動や学校教育に役立てるなど、市民のごみ処理などに関する知識向上を図る。 広報などでPRすることで貸出し利用件数を増やす。また、貸出し先にアンケートを行い、今後の環境学習施策に反映させる。
	ごみ減量等資料の展示	毎年6月に開催する「岩国環境フェスタ」において、ごみ減量等の資料を展示し、PRする。 展示内容について、より見やすく、実践しやすいように工夫し、市民のごみ減量等に対する意識向上を図る。
	広報・ホームページか ら情報発信	広報いわくにや市ホームページに分別やリサイクルに関する記事や具体的な取組事例等を掲載し、市民の知識向上を図るとともに、取組を実践しやすい環境作りを行う。あわせて、掲載内容の見直しや充実を図る。

市民団体（エコフレンズいわくに）の取組推進	岩国市リサイクルプラザを拠点として、ごみ・環境問題に関する様々な啓発活動を行う市民団体「エコフレンズいわくに」を支援し、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取組の実践を推進していく。 （活動内容）リサイクル講座／広報・調査研究／修理再生・展示販売／環境イベント開催／おもちゃの病院
事業系ごみの減量に関するパンフレット	事業系ごみの発生抑制やリサイクルに積極的に取り組んでもらうことを目的にパンフレットを配布する。 また、一定規模以上の小売店等に「廃棄物管理責任者の選定」及び「減量等に関する計画書の提出」を義務付け、事業者のごみ減量等への取組を推進する。
ごみ減量等推進協力員制度	地域におけるごみ排出の適正化とごみ減量の推進のため、「ごみ減量等推進協力員」を委嘱する。推進員による地域でのごみ分別や減量の指導、環境美化活動を通じ、地域が一体となったごみ減量等の取組を進める。
スーパーマーケット等における減量活動	スーパーマーケット等の販売店に対して容器包装の自主回収・簡易包装の協力を要請し、これによってごみの減量等を進める。
生ごみ処理機器購入補助金交付制度	生ごみ処理機器の購入費用助成制度により一般家庭への処理機器普及を図る。また、利用実態を調査し、有効利用方法等を公表して利用促進を図る。 年間補助基数 200 基以上を目標として、制度の市民への広報活動（広報・市政番組・イベントでの啓発など）を積極的に行い、利用者数増加を図る。
岩国市環境審議会の開催	岩国市環境審議会に一般廃棄物処理基本計画の管理指標を報告し、施策展開等について意見を求める。 また、ごみ減量等の重要事項に関して、審議会を通じて市民からの意見を徴し、より効果的な廃棄物行政を進める。
指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）	指定ごみ袋制度についての啓発を行う。 また、ごみ処理手数料に関し継続調査し、

		制度の在り方について検討する。 あわせて、今後の消費税率の引上げに伴うごみ処理手数料の変更についても検討していく。
	マイバッグ持参運動の推進	マイバッグ持参運動の取組を推進する。 また、レジ袋有料化に関して引き続き販売店への協力要請を行う。

②ごみのリサイクル

項 目		施 策
1 分別収集の徹底	パンフレット類の発行	「ごみ収集カレンダー」を作成（外国人用の外国語版を含む）・配布する。転入者への配布とPRも行い、分別徹底の啓発を進める。また、啓発用チラシを作成・配布する。
	広報ビデオ・DVDの貸出し（再掲）	広報ビデオ・DVDを貸し出し、公民館活動や学校教育に役立てるなど、市民のごみ処理などに関する知識向上を図る。 広報などで積極的にPRすることで貸出し利用件数を増やす。また、貸出し先にアンケートを行い、今後の環境学習施策に反映させる。
2 リサイクルの推進	焼却余熱の利用	ごみ焼却施設で発生する余熱を暖房や温水プールの熱源として利用する。 また、熱を有効利用するために生ごみの水切りの重要性について啓発を行う。 新ごみ焼却施設では、サーマルリサイクル等を視野に入れた余熱利用を計画する。
	焼却残さの有効利用	ごみ焼却施設の焼却灰をセメント原料として有効利用する。 焼却灰の資源化率 95 パーセント以上を維持する。
	廃棄物系バイオマスの利活用	新ごみ焼却施設で計画している焼却ごみを燃料とした発電により、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用を継続的に行えるよう、分別徹底の啓発を推進する。

(2) ごみの適正処理の推進

項 目		施 策
1 収集運搬計画	収集運搬体制の構築	新ごみ焼却施設の供用開始に合わせ、収集運搬体制を見直し、効率的な体制を検討す

		る。 また、ペットボトルの定期収集を行う体制を検討する。
	市民サービスの維持・向上	介護が必要な市民や障害を持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について、継続して調査する。 また、粗大ごみの戸別収集を行う。
	事業系ごみ搬入指導	事業者に対しごみの発生・排出削減を指導する。 また、施設において搬入時の確認や不適物検査を実施し、ごみ排出事業者・収集運搬許可業者に対して分別徹底の指導を行う。
	事業系ごみ収集運搬業の許可	事業系ごみの収集運搬に関する許可は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものとしており、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとする。
2 中間処理計画	新ごみ焼却施設整備	岩国市第一工場の老朽化に伴い、ごみ処理集約化と合わせて、焼却処理に伴う熱エネルギーを最大限活用するため、発電設備等を備えた新ごみ焼却施設の整備を進める。
	リサイクルプラザの機能改善	施設老朽化や処理対象ごみの性状変化に対応するため機能改善を実施する。 具体的には、ペットボトルを処理するための施設について、用地の選定、財源の確保、基本設計に必要な資料の収集等を進めていく。
3 最終処分計画	既存処分場の活用	既設の処分場について、残余容量や処分状況から、早期に終了し跡地利用を目指す施設、継続して埋立てを行う施設等、施設ごとの方針に基づき活用を行う。 また、由宇不燃物処理場の用地については、平成 26 年度に購入を行ったことから、今後は、廃止に向けた事業を展開していく。
	現有処分場の適正管理	廃棄物処理法に基づく維持管理を継続して行い、周辺環境の保全に努める。

4 その他計画	在宅医療系廃棄物対策	パンフレット等による啓発や、医療機関等との連携を図り「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省）に従い、在宅医療系廃棄物の適正処理を推進する。
	災害ごみ対策	災害時に発生するごみは「岩国市地域防災計画」に従い適正処理を行う。 また、「岩国市災害廃棄物処理計画」を見直す。

・重点施策について

① 収集運搬体制の構築

ごみの収集運搬体制について調査検討を行い、新ごみ焼却施設が稼動するまでの間に効率的な体制を構築していくものとします。

玖北地域以外は現体制を把握し、新体制構築の基礎資料を作成します。玖北地域については、新ごみ焼却施設に合わせた中継施設の整備について、調査・検討を行います。

② 新ごみ焼却施設の整備

新ごみ焼却施設は、平成 31 年度供用開始を目指して整備を進めております。

今年度は、新施設の建設工事と運営管理業務を一括して実施する民間事業者と契約を締結し、建設工事（実施設計を含む）に着手します。

③ リサイクルプラザの機能改善

リサイクルプラザは、不燃系ごみを小さくすることで埋立地の延命化に寄与してきましたが、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の施行により処理対象物の性状が変化してきており、現在の処理機能とごみ性状がマッチしていません。

そのため、その役割や再資源化を効率よく確実に継続するために施設の機能改善を段階的に行います。

今年度は、ペットボトルを処理するための施設について、用地の選定、財源の確保、基本設計に必要な資料の収集等を進めていきます。

(3) 環境美化の推進

項 目		施 策
環境美化の推進	思いやりのある行動の促進	環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動における顕著な功労があった市民又は団体に対し、顕彰を行う。
	不法投棄対策	不法投棄に対して、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置、広報での啓発などを行うとともに、市民と協

		力して、不法投棄されやすい場所に花壇を設置するなど、ごみを捨てにくい環境を作る。 また、定期的なパトロールを継続するとともに、市民や各地区の環境衛生団体、警察等関係機関と連携して、不法投棄の防止を図る。
--	--	---

(4) 施策展開

市民や事業者の意識向上、取組を実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画の施策スケジュールに沿って施策を展開します。

2 固形状一般廃棄物の種類及び分別の区分

次に掲げる全 20 種類の分別収集を行います。なお、リサイクル対象品は、③から⑳までとします。

排出者	種 類		収集方法	収集主体
家庭系 ごみ	収 集	① 焼却ごみ ② 陶磁器及びガラス類 ③ プラスチック類 ④ 金属類及び破碎ごみ ⑤ びん類 ⑥ かん類	指定袋による 定点収集	市(直営・委託収集)
		処理困難ごみ ⑦ 乾電池、水銀式体温計 ⑧ 蛍光灯 ⑨ ガスライター・スプレー缶類 ⑩ カセットテープ・ビデオテープ類 及び石灰系乾燥剤	ビニール袋等	
		⑪ ペットボトル	(拠点回収)	市(直営・委託収集) 回収協力店による 自主回収
		⑫ 食品トレイ		
		資源品 ⑬ 新聞紙類 ⑭ 雑紙(雑誌)類 ⑮ 紙パック ⑯ 段ボール ⑰ 布(衣)類 ⑱ アルミ缶 ⑲ 電源コード類 ⑳ 廃食用油	エコひも、ビ ニール袋等	市(直営・委託収集)
		粗大ごみ		
				市(直営・委託収集)

	直接搬入ごみ（一時多量ごみ等）		市民自らが直接搬入
事業系ごみ	許可業者搬入ごみ		事業者が市の許可業者に委託して搬入
	直接搬入ごみ		事業者自らが直接搬入

注）一部変則地域あり

※ 資源品⑬～⑳…………… 8種類にそれぞれ分別し、専用紙ひもで縛る等して収集場所に出す。

※ 処理困難ごみ⑦～⑩…… 4種類にそれぞれ分別し、中身の見えるビニール袋等に入れて、〔陶磁器及びガラス類〕・〔プラスチック類〕・〔金属類及び破砕ごみ〕・〔びん類〕・〔かん類〕の日に分散して収集場所の端に出す。

3 処理体系

別表のとおり

4 収集計画

収集は、市（直営又は委託業者）及び許可業者により、市長が別に定める「固形状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

5 施設概要

(1) 焼却施設

① 施設名 岩国市第一工場

所在地 岩国市南岩国町二丁目 65 番 65 号

処理方式 連続燃焼式機械炉

処理能力 195 t / 日（3 炉×65 t / 日・炉）

処理対象ごみ 焼却ごみ

② 施設名 周陽環境整備組合 周陽環境整備センター

所在地 岩国市玖珂町 4410 番地 2

処理方式 准連続燃焼式ごみ焼却炉

処理能力 60 t / 日（30 t / 16 h × 2 系列）

処理対象ごみ 焼却ごみ

設置者 周陽環境整備組合

組合構成市町 岩国市 周南市 和木町

(2) 資源化処理施設

① 施設名 岩国市リサイクルプラザ

所在地 岩国市平田二丁目 12 番 30 号

処理能力 59 t / 日

処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破碎ごみ、びん類、かん類、処理困難ごみ、粗大ごみ並びにペットボトル

ア 処理方式及び処理能力

(ア) びん類 手選別→自動色選別（透明、茶又はその他） 9 t / 日

(イ) かん類 手選別→磁力選別→アルミ選別→圧縮成型 6 t / 日

(ウ) プラスチック類 破袋→手選別→磁力選別→圧縮こん包 16 t / 日

(エ) 不燃・粗大 破碎→風力選別→磁力選別→アルミ選別→不燃物・可燃物選別
26 t / 日

(オ) ペットボトル 圧縮こん包 2 t / 日

イ 資源化の方法

(ア) びん類、プラスチック類及びペットボトル 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）」に基づく再商品化

(イ) かん類、金属類 独自ルートによる再商品化

ウ 処理残さの処理 埋立て、焼却

(3) 仮置き施設

① 施設名 岩国市本郷ごみ処理場

所在地 岩国市本郷町波野 951 番地

処理対象ごみ 全分別品目

ア 錦・美川・美和・本郷地区の焼却ごみの第一工場搬入までの仮置き施設

イ 錦・美川・美和・本郷地区の資源化ごみ、埋立てごみのリサイクルプラザ搬入までの仮置き施設

(4) 最終処分施設

① 施設名 岩国市日の出町最終処分場

所在地 岩国市日の出町 2 番 70 号

埋立容量 100,500 m³

埋立面積 19,000 m²

埋立方式 準好気性埋立構造・セル方式

浸出水処理能力 70 m³ / 日

浸出水処理方法 生物処理→凝集沈殿処理→活性炭吸着→消毒

処理対象ごみ 焼却残さ、破碎残渣、陶磁器及びガラス類

② 施設名 岩国市由宇不燃物処理場

所在地 岩国市由宇町 461 番地 1

埋立容量 15,000 m³
 埋立面積 3,700 m²
 埋立方式 サンドイッチ方式
 浸出水処理能力 107 m³/日
 浸出水処理方法 沈殿及び散水ろ床方式
 処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

- ③ 施設名 岩国市玖珂不燃物処理場
 所在地 岩国市玖珂町 1974 番地
 埋立容量 9,065 m³
 埋立面積 2,500 m²
 埋立方式 サンドイッチ方式
 浸出水処理能力 17.2 m³/日
 浸出水処理方法 沈殿ろ過方式
 処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

- ④ 施設名 岩国市周東埋立処分場
 所在地 岩国市周東町三瀬川 1781 番地
 埋立容量 20,400 m³
 埋立面積 4,700 m²
 埋立方式 サンドイッチ方式・沈殿及び散水ろ床方式
 浸出水処理能力 29 m³/日
 浸出水処理方法 沈殿及び散水ろ床方式
 処理対象ごみ 陶磁器及びガラス類（安定物のみ）

第3章 生活排水処理計画

本計画では、岩国市一般廃棄物処理基本計画に掲げる2つの基本理念①生活雑排水処理の推進②市民、事業者、行政の協働による取組の推進の下、①生活排水処理の推進②し尿・汚泥の適正処理推進を基本方針とし、目標とする姿『豊かな自然環境と都市が共生するまち～川や海が美しく保たれ、おいしい水に恵まれている～』の実現を目指します。

1 目標達成に向けての具体的な施策

(1) 生活排水処理の推進

項 目		施 策
1 生活排水処理施設整備	公共下水道整備推進	事業計画に基づき、一文字処理区、尾津処理区、由宇処理区、周南処理区の4処理区について整備を進めていく。
	農業集落排水	整備済の地区において、施設の利用促進を図り生活排水処理を進める。

	浄化槽の整備推進	公共下水道・集落排水の処理区以外の地域に、今後、年間 240 基の設置整備を進めていく。
2 生活雑排水の適正処理推進	家庭での取組推進	下水道の日のイベントにおいて、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、「親子で体験」して学習する機会をつくる。
	水洗化の普及・啓発	ホームページや広報等での啓発を分かりやすいものとなるように工夫し、集合処理施設への接続、合併浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを促進する
	浄化槽の適正管理	浄化槽設置時における誓約書や、広報、浄化槽の日のイベント等での啓発により、浄化槽の適正な保守・点検や清掃等を促進する。 また、清掃業者や保守点検業者に指導し、業者による啓発を行うなど、情報提供の機会を増やす。

(2) し尿・汚泥の適正処理推進

項 目		施 策
1 排出抑制の推進	浄化槽に関する知識の向上	市民に対し、自宅浄化槽の管理者として浄化槽型式や正しい清掃方法の情報提供を行い、浄化槽清掃に対する知識の向上を図る。
	浄化槽清掃事業者の指導	適正な浄化槽汚泥量の排出のため、浄化槽清掃業者に対して、浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）は法に基づき適正に行うよう指導する。
2 有効利用の促進	脱水汚泥の有効利用	し尿処理施設：真水苑（玖西環境衛生組合）、周東環境衛生センター（周東環境衛生組合）で排出される脱水汚泥について、現在行っている堆肥化を継続する。
3 収集・運搬計画	処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化	北部地域のし尿及び浄化槽汚泥をみすみクリーンセンターへ効率的に運搬するため、中継方式を検討する。中継運搬は大型車の使用が基本となるため、貯留機能を持つ車両の調査・検討を行う。

	収集運搬体制の維持・許可業者指導	現在の許可業者によるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を維持する。 量的、質的に安定した収集運搬が行えるよう指導する。
	し尿収集運搬業の許可	安定かつ継続した収集・運搬を行わせるため、新たな許可は行わないものとする。
4 中間処理計画・最終処分計画	みすみクリーンセンターによる集約処理	にしきクリーンセンター管内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥を、みすみクリーンセンターで集約処理することを検討する。 また、みすみクリーンセンターから排出されるし尿、汚泥を新ごみ焼却施設で集約的に処理するための施設のリニューアルに向けての財源確保及び基本設計に必要な資料の収集を行っていく。
5 その他の計画	災害廃棄物対策	災害時に発生するごみは「岩国市地域防災計画」に従い適正処理を行う。 また、「岩国市災害廃棄物処理計画」を見直す。

・重点施策について

① 処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化

にしきクリーンセンターは、本市北部地域のし尿や浄化槽汚泥を処理していますが、適正処理を維持していくためには、施設更新が必要であるなど抜本的な対応が必要です。

しかし、施設の更新は小型施設であるなど、処理の効率化は期待できないため、みすみクリーンセンターで集約処理することが効果的です。

また、みすみクリーンセンターで処理する場合、処理施設が遠方化し収集運搬効率が低下するため、効率的な収集・運搬システムが必要です。効率的に運搬するために、中継方式を検討します。

中継施設の場所は、現にしきクリーンセンターほか、他の施設用地を含め総合的にみて有効である場所とします。

また、中継運搬は大型車を用いることを基本とするため、貯留機能を持つ車両の採用について調査・検討していくものとします。

② みすみクリーンセンターによる集約処理

にしきクリーンセンター管内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥処理をみすみクリーンセンターにより集約処理することを検討します。

また、みすみクリーンセンターから排出されるし尿、汚泥を新ごみ焼却施設で集

約的に処理するための施設のリニューアルに向けての財源確保及び基本設計に必要な資料の収集を行っていきます。

(3) 施策展開

市民や事業者の意識向上、取り組みを実践しやすい環境を整えるため、岩国市一般廃棄物処理基本計画のスケジュールに沿って施策を展開します。

2 液状一般廃棄物の種類

- (1) し尿
- (2) 浄化槽汚泥

3 収集計画

収集は、市長が別に定める「液状一般廃棄物収集計画表」に従い、実施します。

- (1) し尿 市（直営）と許可業者により、おおむね月 1 回実施します。
- (2) 浄化槽汚泥 許可業者により、随時実施します。

4 し尿処理施設概要

- (1) 施設名 岩国市みすみクリーンセンター
所在地 岩国市三角町三丁目 2 番 7 号
処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力 118k1／日（し尿 20k1／日 浄化槽汚泥 98k1／日）
残さの処理 場内施設にて焼却後、日の出町最終処分場に埋立て
- (2) 施設名 岩国市にしきクリーンセンター
所在地 岩国市錦町野谷 1210 番地 1
処理方式 標準脱窒処理方式＋高度処理設備
処理能力 12k1／日（し尿 7.2k1／日 浄化槽汚泥 4.8k1／日）
残さの処理 第一工場にて、焼却処理
- (3) 施設名 玖西環境衛生組合汚泥再生処理施設 真水苑
所在地 岩国市玖珂町 1401 番地 1
処理方式 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力 し尿等 28 k1／日 生ごみ 50kg／日
設置者 玖西環境衛生組合
組合構成市 周南市 岩国市
- (4) 施設名 周東環境衛生組合 周東環境衛生センター
所在地 柳井市神代 2805 番地 1
処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

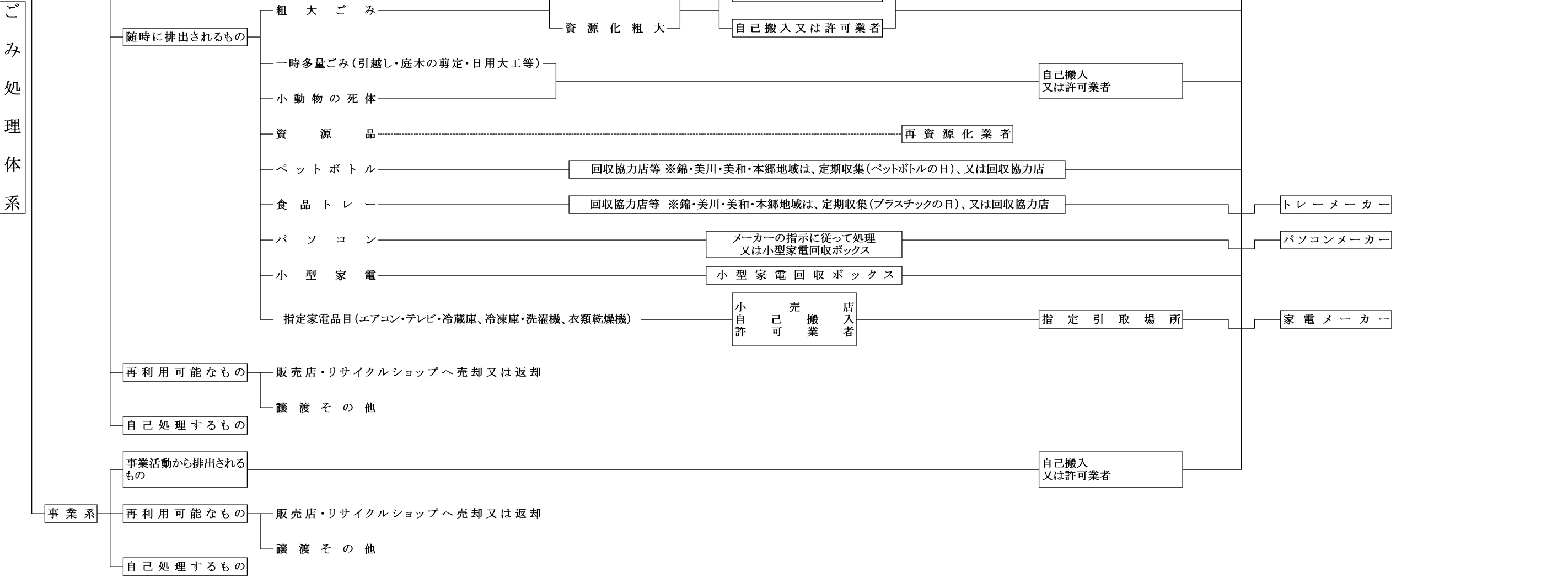
処理能力 120k1／日

設置者 周東環境衛生組合

組合構成市町 柳井市 田布施町 平生町 上関町 岩国市

第4章 計画の進行管理

本計画に記載した施策及び事業を着実に実施・推進するため、取組の状況や目標値の達成状況などを、ホームページ等で公表します。



平成 27 年度固形状一般廃棄物収集計画表 (№1)										
区分		焼却ごみ	陶磁器及びガラス類	プラスチック類	金属類及び破碎ごみ	びん類	かん類	資源品	ペットボトル	粗大ごみ
直 営		師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田・持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工） 、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工） 、 北河内の一部（荒瀬谷）	師木野（六呂師、叶木） 小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工） 、 北河内の一部（荒瀬谷）	川口町一・二丁目、三笠町二丁目の一部・三丁目の一部、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町一・二丁目、飯田町二丁目、御庄、師木野（六呂師・叶木を含む） 、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工） 、北河内（荒瀬谷） 、藤河の一部、南河内、愛宕町、横山、川西、牛野谷町、平田一・二・三・四・五丁目の一部・六丁目、海士路町二丁目の一部、藤生町三丁目の一部（中電社宅）	麻里布町四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町二丁目、御庄、師木野（六呂師・叶木を含む） 、今津町二・三丁目、装港地区、小瀬の一部（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工） 、北河内（荒瀬谷） 、門前町一丁目の一部、愛宕町、平田一丁目の一部・二・三・四・五・六丁目、灘町、海士路町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、藤生町、黒磯町二丁目の一部・三丁目	岩国地域（紙パック・布類・廃食用油・電源コードのみ）、川下・錦見（軽コース）、小瀬（丸田、持ヶ峠、沼田ヶ原、柏山、矢細工） 、北河内（荒瀬谷） の全品目	岩国地域	岩国地域
委 託	(有)森下清掃舎	麻里布町一・四・五・七丁目の一部、東地区、立石町、砂山町、室の木町、北河内（荒瀬谷を除く） 、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、尾津町、川下地区、南岩国町二丁目の一部	東地区、立石町、砂山町、室の木町、今津町、装港地区、小瀬の一部、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く） 、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部、川下地区、横山、川西、平田二・三・六丁目	錦見、川口町、三笠町、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、御庄、柱野、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部、楠町三丁目の一部(軽コース)、中津町一丁目の一部・二・三丁目、車町、川下町、旭町、南岩国町二丁目の一部	元町一・二・三丁目・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、立石町、砂山町、室の木町、装港地区、小瀬の一部、愛宕地区(牛野谷町を含む)、南岩国町、川下地区、平田一・四・五丁目、灘町、海士路町、藤生町一・三丁目の一部	麻里布町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、門前町三丁目の一部・四・五丁目、尾津町三・四・五丁目、川下地区、灘町、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・五丁目の一部、平田五丁目の一部、藤生町一丁目の一部	川口町、三笠町、立石町、砂山町一丁目、室の木町一・四丁目、小瀬の一部、中津町三丁目、車町二丁目の一部（軽コース） ・三丁目、川下町三丁目、旭町、川西、平田一丁目の一部	岩国地域 新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶	—	—
	(有)横田清掃舎	岩国、錦見、今津町、藤河、南河内、門前町一丁目の一部・二丁目の一部、愛宕町、牛野谷町、通津の一部、平田一丁目の一部（ガーデンシティ） ・二・三丁目の一部・四・五丁目、南岩国町一丁目・二丁目の一部・三・四・五丁目、灘地区	麻里布町、岩国、錦見、御庄、柱野、山手町、通津、平田一・四・五丁目、灘地区、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目	岩国、今津町、門前町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四・五丁目、尾津町一丁目の一部・二丁目の一部・三・四・五丁目、愛宕町、楠町一・二丁目・三丁目の一部、中津町一丁目の一部、牛野谷町、灘町、海士路町一・二丁目の一部、南岩国町一・二丁目の一部・三・四・五丁目、藤生町一・二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町、青木町一・二・三丁目の一部・四丁目	麻里布町、岩国、錦見、川口町、三笠町、元町四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、桂町、飯田町、今津町、山手町	麻里布町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、岩国、錦見、立石町、砂山町、室の木町、今津町、山手町、装港地区、小瀬の一部、門前町一丁目の一部・二丁目・三丁目の一部、海士路町一・二丁目の一部、南岩国町四・五丁目の一部、藤生町一丁目の一部・二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町二・三丁目、青木町二丁目の一部・四丁目	岩国、錦見、砂山町二丁目、室の木町二・三・五丁目、今津町一・四・五・六丁目、門前町一丁目の一部・二丁目の一部、楠町、中津町一・二丁目、車町一・二丁目の一部、川下町一・二丁目、牛野谷町	岩国地域 新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶	—	—
	(株)西部ビルメン	麻里布町二・三・六・七丁目の一部、御庄、柱野、山手町、通津の一部、平田三丁目の一部・六丁目、南岩国町二丁目の一部	—	通津、平田一丁目の一部・三丁目の一部・四・五丁目の一部	通津、藤生町二・三丁目の一部・四・五丁目、黒磯町、青木町、保津町	三笠町一・二丁目の一部・三丁目の一部、元町一・二・三丁目・四丁目の一部、昭和町一丁目の一部・二丁目の一部・三丁目の一部、尾津町二丁目の一部、南岩国町一丁目の一部・二丁目の一部、通津、黒磯町一丁目、青木町一・二丁目の一部・三丁目、保津町	麻里布町一・二・三・四丁目の一部・五丁目の一部・六丁目の一部・七丁目の一部、山手町、横山、通津、黒磯町一・二丁目の一部、青木町、保津町	岩国地域 新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶	—	—

	(有)清 流 産 業	装港地区、小瀬の一部、横山、川西、平田一丁目的一部	—	麻里布町、元町一・二・三・四丁目の一部、昭和町一丁目的一部分・二丁目的一部分・三丁目的一部分、山手町、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、門前町一丁目的一部分・二丁目的一部分・三丁目的一部分、尾津町一丁目的一部分・二丁目的一部分、南岩国町二丁目的一部分、横山、川西、平田一丁目的一部分・二・三・五丁目的一部分・六丁目、南岩国町二丁目的一部分、海士路町二丁目的一部分、藤生町三丁目的一部分、青木町三丁目的一部分、保津町一・二丁目	御庄、柱野、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、横山、川西、平田二・三・六丁目、南岩国町二丁目(トーヨー団地)	藤河の一部、北河内（荒瀬谷を除く）、尾津町一・二丁目的一部分、門前町一丁目的一部分・三丁目的一部分	元町一・二・三・四丁目の一部分、昭和町一丁目的一部分・二丁目的一部分・三丁目的一部分、藤河、南河内、北河内（荒瀬谷を除く）、門前町一丁目的一部分・二丁目的一部分・三・四・五丁目、尾津町、南岩国町一丁目的一部分・二丁目的一部分	岩国地域 新聞、 雑紙、 ダンボール、 アルミ缶	—	—
許 可		一般許可 18 業者（許可区域 岩国地域）	(有)毎日清掃舎、(有)岩国コレクトサービス、(株)ガンシン、岩国衛生(株)、(株)大草産業、(有)錦衛生舎、山陽商会、(株)西部ビルメン、信和産業、(有)昭和産業岩国営業所、(株)クロカワ、サマンサジャパン(株)岩国営業所、(株)アイン、土肥畜産、(有)金山商店、榎本産業(株)、(有)清流産業、錦川森林組合							
※ 柱島三島のごみ収集、運搬は、地元へ委託										

平成 27 年度 液状一般廃棄物収集計画表 (No.1)

区 分	し 尿 収 集	浄化槽汚泥 収 集	浄 化 槽 清 掃
直 営	許可業者担当地区のミニ車収集地区	—	—
岩 国 衛 生 (株) 岩国市川西四丁目 1 番 9 号 電話 43-1201	岩国三丁目・四丁目・五丁目、 錦見一丁目・二丁目・四丁目・七丁目、 今津町一丁目・四丁目・六丁目、 山手町、室の木町、砂山町、立石町、 麻里布町一丁目 1 番 1 号、 麻里布町二丁目 10 番 46 号・47 号・74 号、 川口町、三笠町、元町、昭和町、飯田町、 桂町、日の出町、新港町、装束町 北河内 (守内、瓦谷、杭名、下、行波、天尾、 二鹿、相の谷)	岩国地域	岩国地域
(有) 錦 衛 生 舎 岩国市門前町五丁目 6 番 2 号 電話 31-7268	岩国一丁目・二丁目、錦見五丁目・六丁目、 今津町五丁目、 麻里布町 (麻里布一丁目 1 番 1 号、麻里布町 二丁目 10 番 46 号・47 号・74 号は除く)、 楠町、中津町、車町、川下町、旭町、 牛野谷町、門前町、尾津町、愛宕町 南岩国町一丁目、南岩国町二丁目 1 番～74 番、 南岩国町三丁目 1 番～7 番、灘町、 南河内 (土生、角、保木、上田、寺山、近延、 行正、入野、大山、甘木、伊房、竹安)	岩国地域	岩国地域
(有) 朝日衛生興業 岩国市牛野谷町三丁目 38 番 20 号 電話 31-5488	錦見三丁目・八丁目、今津町二丁目・三丁目、 横山、川西、平田、 南岩国町二丁目 75 番～112 番、 南岩国町三丁目 8 番～38 番、 南岩国町四丁目・五丁目、 海土路町、藤生町、黒磯町、青木町、保津町、 藤河、通津、 御庄 (御庄、持国、大谷) 師木野 (柱野、六呂師、叶木) 小瀬	岩国地域	岩国地域
柱島環境衛生組合	柱島	—	—
端島環境衛生組合	端島	—	—
黒島環境衛生組合	黒島	—	—

平成 27 年度 液状一般廃棄物収集計画表 (No.2)

区 分	し 尿 収 集	浄化槽汚泥 収 集	浄 化 槽 清 掃
(有) トキワ衛生社 岩国市玖珂町 549-3 電話 82-2266	玖珂町 周東町	玖珂町 周東町	玖珂町 周東町
(有) 由宇衛生社 岩国市由宇町 3087 電話 63-0140	由宇町	由宇町	由宇町
(有) クリーンホーム 岩国市美川町小川 1209 電話 76-0063	錦町 美川町 美和町 本郷町	錦町 美川町 美和町 本郷町	錦町 美川町 美和町 本郷町